

平成16年6月23日(水)

「仕事と生活の調和に関する検討会議」報告書について

我が国における少子高齢化の進展や働く者の意識の多様化の中で、働く者が高い意欲を持って心身とも充実した状態で働き、仕事の成果を十分に発揮していけるようにするためには、働く者が「仕事」と「仕事以外の活動」（家庭、地域、学習等）を様々に組み合わせ、自らの働き方を安心・納得して選択できる環境を整備することが重要な課題となっている。

このため、厚生労働省においては、学識経験者の参集を求め、平成15年10月より13回にわたり、「仕事と生活の調和に関する検討会議」（座長 諏訪康雄 法政大学大学院政策科学研究科教授）を開催し、仕事と生活の調和を実現する上での課題を整理するとともに、今後の具体的な方策について検討を重ねてきた。

これまでの検討を基に、今般、同検討会議報告書が取りまとめられた。

仕事と生活の調和に関する検討会議参集者

	北浦 正行	社会経済生産性本部社会労働部長
	佐藤 博樹	東京大学社会科学研究所教授
◎	諏訪 康雄	法政大学大学院政策科学研究科教授
	清家 篤	慶應義塾大学商学部教授
	武石 恵美子	ニッセイ基礎研究所主任研究員
	宮城 まり子	立正大学心理学部助教授
	森戸 英幸	成蹊大学法科大学院教授
	山川 隆一	慶応義塾大学大学院法務研究科教授

(◎は座長)

(敬称略・五十音順)

仕事と生活の調和に関する検討会議報告書（抄）

〈2〉各論

Ⅲ 所得の確保について

4 職業生涯の過程における多様な資金需要への対応

- 育児・教育・介護・住宅取得・長期休暇など職業生涯の各段階での様々な活動が円滑に行われるためには、直接・間接に資金の裏付けが必要となる。そのための資金は、まずもって、意欲と能力がある限り働くことによって働く者自らが用意することが重要であり、そのための環境整備が欠かせない。しかし、現状においては、高齢期において就労できたとしても賃金収入の減少は避けられない場合も多く、また、公的年金を受給するようになっても必要な収入の確保が図れないこともあることから、賃金収入あるいは年金収入を補完する一定の所得を確保するために若年期から様々な資産形成の道が開かれていることが重要である。
- そうした資産形成の中で、「賃金の後払い」としての性質を有する退職金・企業年金への依存を強めることは、個々の労働者にとっては「企業による画一的な老後設計」に乗ることであって、自ら生き方を選択したとは言えなくなる面がある。したがって、企業又は個人のいずれが運用するかを働く者が選択できるようにするためにも、個々の働く者が退職金・企業年金の形で「賃金の後払い」を受け取るよりも「後払い」分を現在の賃金に上乗せして受け取る形を選択した上で、その中から必要と考える額を積み立てて運用することが容易に行えるよう、個人による積立についても同様の税制上の優遇を認めることも考えられる。
- その個人積立についての優遇を考えるに当たっては、企業型確定拠出年金において企業のみならず従業員による拠出も認めるいわゆる「マッチング拠出」を認めることを前提とする方法も考えられる。なお、従業員拠出型の制度については、働く者の利便性や制度間の整合性等に照らして、既存の制度の在り方を見直すことが考えられ、これについて、例えば個人型確定拠出年金と財形年金貯蓄についての統合の可否等についても検討することが考えられるとの指摘もあった。
- また、資産の形成の過程で、まとまった資金需要が生じた場合に、資産形成を継続しつつも必要に応じた資金の融資が受けられるような仕組みを検討することが考えられる。
こうしたことは、自助努力による資産形成制度である勤労者財産形成促進制度にも当てはまるだけでなく、世代間扶養を基本とする公的年金制度についても当てはまるものであり、支給開始年齢前に引出しを認めることが不可能な制度において制度を支える側への重要な支援措置とも位置付けることができる。
なお、こうした還元融資制度を検討する際には、民業を圧迫することのないようにするという視点も欠かせない。
- これらに併せて、広い意味でのキャリア教育の一環として、職業生活に入る前の時期や、腰を据えて人生設計を考え始める時期など、様々な段階において自助努力による資産形成の意義や関連制度の概要について、生涯教育という観点にも立って十分な啓発や情報提供を実施していくことが必要である。